

令和4年4月

林業経営体の皆さまへ

林野庁林政部経営課
林業労働・経営対策室長

「緑の雇用」事業の活用に当たってのお願い

日頃より、森林の適切な管理や継続的な木材生産などにより、林業の発展にご尽力いただき感謝いたします。

「緑の雇用」事業は、これまで、新規就業者に対する安全で効率的な作業技術の習得や、林業従事者のキャリアアップのための研修を通して、現場技能者の確保・育成や労働安全と生産性の向上に貢献し、同時に雇用環境の改善を図ってきました。

一方で、今後、人口減少社会の中で、適切な森林の管理や木材の安定的な供給に必要となる人材を確保していくためには、特に林業経営体での現場の安全性の向上や雇用環境の改善の取組が重要と考えていますので、国が助成する「緑の雇用」事業の活用に当たっては、以下のことを念頭に取組をお願いします。

1 「緑の雇用」事業における労働安全に関する取組の徹底をお願いします。

- ・ 労働安全の確保は経営体の責務であることを念頭に、現場技能者に対して、基本を守ること、災害事例やヒヤリハットを活用して注意喚起を怠らないこと、安全な装備を備えること、機械・器具の点検・整備を怠らないことなどを徹底してください。
- ・ 特に、技能の未熟なFW研修生には、危険な作業は行わせないことを徹底する、指導員に相談しやすい環境を整えることなどの配慮をお願いします。

2 研修生の働く環境の更なる改善をお願いします。

- ・ 林業従事者の離職理由には、待遇に対する不満、事故やケガ、人間関係など、林業経営体の努力や工夫によって改善できる部分が多いことから、せつかく育成した従事者が林業を離れることのないよう取組をお願いします。
- ・ キャリアアップ研修については、班長クラス人材を育成し、現場の安全性や生産性を高めてもらうとともに、現場技能者のスキル向上に応じた処遇とすることにより長く働き続けられる職場環境となるよう実施しており、加えて、このような知識と技術を持った技能者が若手を育成することで現場全体の安全と技術向上につながるものと考えていますので、積極的な受講をお願いします。

3 適切な予算の執行にご協力をお願いします。

- ・ 助成金の受給申請にあたり、虚偽の作業内容を記載しているといった情報が寄せられることがあります。不正受給に対しては厳しく対処しますので、申請内容に虚偽がないよう注意してください。